

# 平成12年度地方公共団体における総合防災訓練の 実施結果の概要

震災対策指導室

## 1. はじめに

総合防災訓練は、防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、実践的な訓練を実施し、災害対策基本法、防災基本計画等の円滑な運用を図るため、毎年9月1日の「防災の日」を中心とした防災週間（8月30日～9月5日）内において、中央防災会議で決定した「総合防災訓練大綱」に基づき実施しているところです。

平成12年度においては、中央(国)における防災訓練として9月1日に東海地震（予知対応型）及び南関東地域直下の地震（発災対応型）を想定した訓練を実施し、政府本部運営訓練及び東海地域・南関東地域の各都県、政令市において現地訓練を実施したところです。

また、東海地域及び南関東地域以外の各道府県においても、被害想定に基づく訓練、非常参集訓練、広域的応援訓練、災害対策本部訓練、自衛隊等関係防災機関と連携した訓練、住民参加の促進を基本指針として実施されました。

以下は、平成12年度総合防災訓練(以下「訓練」という。)の概要です。

なお、本稿については、平成12年9月15日現在までに実施された団体の訓練概要としています。

## 2. 中央(国)における訓練

中央(国)における訓練は、9月1日の「防災の日」に東海地震を想定した訓練については静岡県湖西市、新居町において、また、南関東地域直下の地震を想定した訓練については神奈川県平塚市において、政府本部運営訓練、現地の訓練等を実施しました。

## 3. 地方公共団体における訓練実施状況

地方公共団体における訓練は、中央防災会議で決定した「平成12年度総合防災訓練大綱」の基本方針に沿って、被害想定等に基づく実践的な訓練や、防災関係機関等による緊密な連携のもとでの情報収集・伝達訓練及び広域的で効果的な訓練が実施できるよう工夫されています。

平成12年度は、今後実施される訓練も含めて、約2千の市町村、約5万1千の民間等団体、約490万人の参加が見込まれています。

各地域における訓練の実施日においては、「同大綱」により、防災週間中において実施することが望ましいとされていますが、これまでの経緯、過去の地震災害等を踏まえて、防災週間以外にも実施している地方公共団体もあります。

### (1) 防災週間中の訓練実施状況

ア 防災週間中の「防災の日」に訓練を実施した地方公共団体は、16県、456市町村、15,413民間等団体で、1,978,120人の参加がありました。



9月3日の消防・警察・自衛隊が連携した救助・避難訓練 銀座会場（東京消防庁提供）

イ 「防災の日」以外の防災週間中に訓練を実施した地方公共団体は、10都府県、451市町村、11,491民間等団体で、1,056,914人の参加がありました。

(2) 防災週間中以外の訓練実施状況

ア 9月15日までに訓練を実施した地方公共団体は、16府県、698市町村、14,913民間等団体で、784,077人の参加がありました。

イ 9月16日以降に訓練を実施する予定の団体は、5県、533市町村、9,350民間等団体で、1,066,342人の参加が見込まれています。



心肺蘇生法体験訓練（静岡県提供）

(3) 訓練を中止とした主な地方公共団体

北海道においては、有珠山噴火災害対応に万全の体制をとるため今年度の訓練を中止し、また高知県でも水害対応のため訓練の一部を中止しました。

(4) 南関東地域、東海地域の訓練の状況（13都県、3政令市）

南関東地域及び東海地域の各都県においては、中央における防災訓練を考慮し、防災週間中にも訓練を実施するとともに、それぞれの地域においては、防災週間中以外にも訓練を実施しています。平成12年度は、9月3日の東京都総合防災訓練において、消防庁、警察庁、海上保安庁、自衛隊が参画するなど、国が支援する形の訓練が実施されました。

また、平成12年中の参加人員（一部見込みを含む。）は、合計で3,467,735人でした。

#### 4. 訓練の概要と成果及び今後の課題

去る10月6日の鳥取県西部地震においては、M7.3という先の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）に匹敵する程の強い地震が発生しましたが、避難・防災等の面で、日頃の実践的な訓練の実施をはじめとして、阪神・淡路大震災の教訓が十分に活かされ、迅速、的確な対応がとられた結果、死者や火災も発生せず、被害を最小限に抑えることができましたが、改めて震災対策の重要性が認識されました。

平成12年度の防災訓練の実施にあたって、各都道府県がそれぞれ平成12年度総合防災訓練大綱に基づくとともに、地域の実情に即した災害を想定するなど、積極的な工夫を行い、各防災関連機関との連携を深め、より実践的な訓練が行われています。今後も災害対策の主役は住民であることから、積極的な参加を呼びかけ、自衛隊等防災関連機関との連携を深めることで、より効果的な訓練が行われるようにする必要がある一方、地方公共団体においても、地域防災計画等に沿った災害対応行動マニュアル等の作成を行い、迅速かつ円滑な対応が出来るようにしておくことが重要です。

なお、各都府県の訓練の概要については、次のとおりです。



8月27日の高層建物救出救護訓練（栃木県提供）

| 都道府県名 | 訓練の概要   |
|-------|---|
| 北海道   | 有珠山噴火災害対応のため中止。   |
| 青森県   | 9月1日三沢市で実施。津波警戒、津波警報伝達訓練、緊急消防援助隊との合同訓練、現地災害対策本部運営訓練等を実施。                          |
| 岩手県   | 9月1日水沢市で実施。地震災害及び地震に伴う火災に対応した実践的な訓練、防災関係機関相互の連携訓練、避難所開設・運営訓練等を実施。                 |
| 宮城県   | 6月12日県庁内で実施。時間外の緊急招集訓練、災害対策本部の立ち上げ、陸上自衛隊、東北地方建設局、日本道路公団、日本赤十字等、防災関係機関との連絡調整会議を開催。 |
| 秋田県   | 8月30日本荘市で実施。市街地訓練、陸自、県警バイクを活用した情報収集、海難救助訓練、隣県地方自治体職員・援助物資輸送訓練、災害対策本部立ち上げ訓練等を実施。   |
| 山形県   | 9月1日長井市で実施。初動体制から炊き出し訓練までを実施したほか、防災関係機関の連携強化、広域応援体制の整備等を実施。                       |
| 福島県   | 8月30日相馬市で実施。災害対策本部等の設置、広域応援要請等の総合訓練及び海難事故対応等の訓練を実施。                               |
| 茨城県   | 9月2日ひたちなか市で実施。市内の教育関係施設での訓練も同時に行うとともに、自衛隊、地元民間企業との特性と機動力を生かした訓練等を実施。              |
| 栃木県   | 8月27日大田原市で実施。自衛隊、県警及び消防航空隊の連携による救助・重傷者搬送訓練、地域住民の積極的な参加及び水防訓練等の実施。                 |
| 群馬県   | 9月5日桐生市で実施。広域応援訓練、訓練開催地の地理的条件を踏まえた水難救助訓練及び地域住民による体験型訓練を実施。                        |
| 埼玉県   | 9月1日川島町で実施。中央防災基地を活用した訓練、広域応援及び帰宅困難者対策訓練及び事前に発災時刻・訓練想定を示さない実践的な訓練を実施。             |
| 千葉県   | 9月1日東金市で実施。地域住民、自主防災組織及び民間ボランティア等による初期対応等の訓練、アクアライン等を利用した広域訓練等を実施。                |
| 東京都   | 9月3日「ビックレスキュー東京2000」として銀座、晴海等を会場として、消防、警察、海保、陸・海・空の自衛隊合同で実施。                      |
| 神奈川県  | 9月1日平塚市で実施。住民等による地域防災活動の積極的推進、広域応援活動の確保、帰宅困難者対策における情報伝達訓練等の実施。                    |
| 新潟県   | 9月3日見附市で実施。初動対応訓練、情報収集・伝達訓練、応急対応訓練、地域住民と福祉関係者による救護訓練等を実施。                         |
| 富山県   | 11月15日滑川市で実施。初動活動訓練、災害対策本部等の設置・運営訓練等の大規模地震を想定した広域的な訓練を実施。                         |
| 石川県   | 10月10日加賀市で実施。出動要請通報訓練、緊急消防援助隊を含めた広域訓練、避難所運営訓練等の各種災害応急対策のための総合的な訓練を実施。             |
| 福井県   | 9月3日福井市で実施。災害対応訓練及び、市街地を会場とした避難所開設運営等の住民参加型訓練、北陸3県防災ヘリによる救出救助訓練等の訓練を実施。           |
| 山梨県   | 9月1日石和町で実施。警戒本部等の立ち上げ・体制確認等、東海地震に係る予知対応及び地震発生後の訓練等を実施。                            |
| 長野県   | 6月6日佐久市で実施。消防・警察・自衛隊の連携訓練、特殊車両及び救命索による河川での水難訓練及び各種防災訓練を総合的に実施。                    |
| 岐阜県   | 5月28日岐阜市で実施。長良川流域市町村の参加により、水防演習訓練と合同で水害に対する訓練、住民参加型訓練を実施。                         |
| 静岡県   | 9月1日西浜名湖で実施。住民の積極的な参加による実践的な訓練とともに、災害ボランティア受入調整及び広域応援訓練等を実施。                      |
| 愛知県   | 8月27日西尾市及び9月1日県庁等で実施。本部運用訓練、情報収集・伝達訓練等及び、防災関係機関、地域住民等の協力のもと総合的な訓練を実施。             |
| 三重県   | 10月8日紀南県民局管内での広域連携訓練及び、紀伊半島3県の応援協定に基づく広域応援訓練、広域孤立対策訓練等の実施。                        |



| 都道府県名 | 訓練の概要  |
|-------|--|
| 滋賀県   | 9月3日大津市、志賀町で総合訓練を実施。住民参加型の実践的な訓練、都市・山地等の災害対応訓練及び防災関係機関の有機的な連携訓練等を実施。         |
| 京都府   | 9月2日宇治市で実施。府庁での模擬情報による初動及び、災害対策本部運営訓練、住民による初期対応訓練及び防災関係機関の連携訓練等を実施。          |
| 大阪府   | 8月28日茨木市で実施。衛星通信車や航空機による情報収集訓練、広域応援体制による救援物資輸送訓練、防災関係機関との連携訓練等を実施。           |
| 兵庫県   | 9月1日西宮市で実施。地域総ぐるみ訓練及び住民、地域企業、ボランティアの参加を重点にした防災関係機関との合同訓練等を実施。                |
| 奈良県   | 11月10日天理市で近畿府県合同防災訓練を実施。近畿府県等を含めた防災関係機関と地域住民との緊密な連携をもとに総合的な訓練を実施。            |
| 和歌山県  | 12月3日上富田町で実施。防災関係機関及び地域住民との緊密な連携をもとに総合的な訓練を実施。                               |
| 鳥取県   | 9月6日鳥取市で実施。隣接県、関係防災機関との広域応援訓練、高齢者安全確保訓練、海上災害防除訓練等を実施。                        |
| 島根県   | 5月23日西郷町で実施。津波対策・流出油事故対策訓練、自衛隊等の防災関係機関との連携訓練、災害時の一連の対処訓練を実施。                 |
| 岡山県   | 9月1日岡山市で実施。台風災害及び地震災害に対する防災関係機関を中心とした応急対応訓練を実施。                              |
| 広島県   | 8月28日広島市で実施。市民・企業・行政が一体となった地元に着した実践的な訓練及び、防災関係機関による広域的な災害訓練等を実施。             |
| 山口県   | 9月1日山陽町で実施。地震災害・風水害に対する訓練、災害対策本部等の訓練及び地域住民参加による訓練等を実施。                       |
| 徳島県   | 9月3日板野町で実施。分散開催により、多数の住民参加による防災意識高揚、実践的な訓練を実施。                               |
| 香川県   | 9月1日白鳥町で実施。震災対策訓練と風水害対策訓練等を想定した総合防災訓練により、防災関係機関の連携強化を図った。                    |
| 愛媛県   | 9月1日県庁及び伊予三島市で実施。防災関係機関、民間協力団体及び地域住民が一体となった防災訓練等を実施。                         |
| 高知県   | 6月2日野市町等で実施。災害時の社会福祉施設等での入所者避難訓練、津波避難・応急医療対策訓練等を実施。9月1日実施予定の震災訓練は、水害対応のため中止。 |
| 福岡県   | 5月26日県庁及び福岡市で実施。実践的な災害対策本部活動、防災関係機関相互の連携強化及び多様な災害に対処するための訓練等を実施。             |
| 佐賀県   | 5月27日佐賀市で実施。広域的な防災体制の確立のため、各機関の共同訓練及び応援を想定した訓練等を実施。                          |
| 長崎県   | 5月18日松浦市で実施。防災関係機関・団体の連携強化及び実践的な総合訓練を実施。また、原子力防災訓練も合わせて実施。                   |
| 熊本県   | 9月1日富合町で実施。消防団員が参加しての緊急消防援助隊集結訓練、複数の医療機関の訓練参加による連携訓練等を実施した。                  |
| 大分県   | 8月27日津久見市で実施。防災関係機関の災害応急対策活動の迅速化、関係機関相互の有機的な協力体制の確立のため訓練等を実施。                |
| 宮崎県   | 5月25日延岡市で実施。地元小中学生、大学生、報道機関の訓練への参加、関係機関との広域応援訓練等の実施。                         |
| 鹿児島県  | 5月26日東市来町で実施。各種災害の発生を想定し防災関係機関の連携による災害応急対策や災害復旧対策訓練等を実施。                     |
| 沖縄県   | 9月1日久米島で実施。離島及び広域的な同時多発災害への対処、地域住民との連携訓練を実施。                                 |

(注) 本表は、平成12年9月15日現在の調査をもとに作成。

## 「那須の裾野に広がる我が消防組合の未来」

栃木県黒磯那須消防組合消防本部 消防長 月 井 勲

那須岳の南東に広がる当消防組合は、管内人口約86,000人、面積715km<sup>2</sup>で栃木県の最北部に位置し、黒磯市及び那須町により構成されています。

管内は、東北新幹線及び東北自動車道が縦貫し、首都圏へのアクセスの良さからも都会から自然を求めて移り住む人も少なくありません。また、黒磯市、那須町ともそれぞれ「下野の薬湯」といわれる板室温泉、「1300年の歴史」を誇る那須温泉を抱えた温泉観光地であります。

最近では那須高原を中心に、従来のペンションや別荘に加え、美術館やオートキャンプ場などレジャー施設も多様化し、休日ともなるとたくさんのお客が訪れます。

当消防組合は、昭和46年に発足し、以来30年目を迎えています。現在1本部1署3分署、職員141名で構成されています。車両は、合計30台ですが30m級はしご車を2台配備し、温泉観光地の大規模高層建築物に対応しています。また、救急車については、現有台数5台のうち高規格救急車は3台ですが、平成17年度には全車両高規格救急車へ更新する予定です。

救急に関しては、当管内でも年々件数、搬送人員とも増え続け、ここ5年間で36%もの増加になっています。このため、救急業務には特に重点を置き、平成9年度から女性の救急救命士を消防吏員として採用しました。昨年度にはこれらの女性救命士が3名になり、傷病者への男

性救命士とはまた違った細やかなケアがされていると思われま

す。女性職員はこのほかにも予防課に1名配属されていて、全員20歳台の若い職員であります。我々のような地方の消防へ女性が消防吏員として一緒に現場活動を行うなど、30年前の組合発足当時には考えられなかったことですが、男ばかりの殺風景な事務室に花などが飾られていると、明るく活気のある職場となったような気がします。また、住民に対しても各種の届出や講習会等で、厳つい中年の職員が対応するよりも遙かに親しみやすいのではないかと思います。

一昨年那須水害では、管内で犠牲者がでるなど非常に大きな被害を受けましたが、当組合では、その後独自に管内14カ所に観測所を設置する気象観測システムを構築しました。また、インターネットを利用した河川情報センターからの情報収集や職員の非常招集に順次指令装置を導入するなど積極的に施設設備を強化しました。さらに、従来からのサイレン吹鳴装置の子局を33カ所増設する等、水害を教訓として管内消防体制の拡充に努めています。

当組合も財政状況の厳しき折ではありますが、地域住民の消防に対する期待がますます高まる中、どのようなビジョンを展開し、何を成すべきか、旧来の「待機」中心の消防から脱却し、新たな黒磯那須消防組合への展開を今まさに21世紀に向けて始めています。

## 春季全国火災予防運動

(予 防 課)

「火をつけた あなたの責任 最後まで」を統一標語として、平成13年3月1日(木)から3月7日(水)までの7日間にわたり、春季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されているもので、この運動を契機に、ともすれば日頃忘れがちな火災に対する警戒心を喚起し、住民、事業所の関係者及び全国の消防機関等が一体となって、火災予防を推進しようというものです。

近年の火災状況をみますと、建物火災による死者のうち、8割以上が住宅火災によるものであるとともに、その半数以上が65歳以上の高齢者です。

今回の運動では、高齢者を中心とした住宅火災による死者を大幅に減少させることを目的とした「住宅防火対策の推進」、さらには増加傾向にある放火火災を減少させるための「放火火災予防対策」などを重点目標に掲げるとともに、住宅火災からの死者発生防止対策の要点をまとめた「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を積極的に広報していきます。

国民の皆さん一人ひとりがこの運動の趣旨を踏まえ、日頃から住宅、地域、職場等における火災予防を心掛けることが、火災から皆さんを守る近道です。期間中には、各地の消防機関で住宅防火診断、防火講演会、防火指導など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火・防災知識の習得に努めましょう。

また、春先は、季節風等の影響により林野火災が多発する傾向にあります。このため、春の全国火災予防運動と同時期に、「全国山火事予防運動」、さらに「車両火災予防運動」も併せて行われます。

### 《住宅防火 いのちを守る 7つのポイント》 3つの習慣・4つの対策

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災製品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**を備える。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



平成12年春季全国火災予防運動ポスター



## 住宅防火対策の推進 《高齢者の安全対策》

(予 防 課)

全国では、毎年約6万件の火災が発生し、これにより約2千人の死者と約7千人の負傷者が発生しています。火災の発生状況を見ると、建物火災が半数以上と高い割合を占めており、なかでも住宅から発生する火災が最も多く、また住宅火災による死者は、建物火災による死者の8割以上を占めています。平成11年中の統計では、住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）は981人、このうち65歳以上の高齢者は549人（56.0%）と半数以上を占めています。高齢者は、一般的に身体の衰えによる行動能力の低下、病気や身体不自由などの条件により、火災が発生した場合の自力避難が困難となることから、高齢者の居住環境におけるきめ細やかな防火安全対策が必要です。高齢者等を火災から守るためには、次のような機器等の普及、充実が不可欠です。

### 1. 安全暖房器具・安全調理器具の使用

火災を未然に防止するための安全装置がついている暖房器具や調理器具を使用すると安心です。

### 2. 住宅用防災機器の設置

#### (1) 住宅用消火器

消火器にはいろいろな種類があり、その一つに住宅用に開発された、軽量で操作が簡単な住宅用消火器があります。いざという時に効果的に扱えるよう日頃より使用方法を確認しておくことが大切です。

#### (2) 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、火災による「熱」を感知するタイプと、「煙」を感知するタイプがあります。どちらも自動的に「熱」や「煙」を感知してブザーを鳴らし、いち早く火災の発生を知らせてくれます。

#### (3) 住宅用スプリンクラー設備・簡易自動消火装置

火災による熱を感知して自動的に「水」や「消火液」を放出する設備で、特に火災の発見や対応が遅れがちな一人暮らしの高齢者を火災から守るのに威力を発揮します。

#### (4) 災害弱者消防緊急通報システム

火災による「熱」や「煙」を自動的に感知するセンサー（熱感知器・煙感知器）の作動や、急病等の場合身につけているペンダントのボタンを押すことにより、最寄りの消防機関等に自動的に通報するシステムです。

### 3. 防災品の使用

寝具類やカーテンなどに防災加工を施したもので、たとえば、たばこの火などが上に落ちて火がつきにくく、万一、火がついても大きく燃え広がらず、自然に消える特徴があります。

以上のような対策と合わせて、日頃から高齢者を交えての避難訓練や消火訓練を行うなど、高齢者の家族はもとより地域住民が協力し合い、高齢者を住宅火災から守っていきましょう。

住宅用火災警報器を  
各部屋に取り付けましょう。



## たばこによる火災の防止

(予 防 課)

たばこによる火災は、毎年発生原因の上位を占めます。平成11年中の総火災件数58,526件のうち、たばこが原因となって発生した火災は6,415件で11.0%を占め、出火原因の第2位となっています。また、これによる損害額は約133億円にもものぼっています。

次に、たばこが原因による火災を種別ごとに見ますと、第1位が「建物火災」の3,746件(58.4%)、続いて「その他の火災」1,945件(30.3%)、「林野火災」423件(6.6%)の順となっています。また、火災の発生経過から見ますと、「投げ捨てによるもの」が3,538件(55.9%)と最も多く、続いて「灰皿からたばこの火種が落下した場合等」が1,342件(20.9%)、「消したはずのたばこが再び燃え出す場合」が325件(5.1%)の順となっており、たばこを出火原因とした火災の多くは、喫煙者の火気管理がしっかりしていなかった場合や不注意等により発生していると言えます。喫煙者は、たばこによる火災を防止するために次のことに留意してください。

- たばこの投げ捨てをしない。
- 寝たばこは絶対にしない。
- 火のついたままのたばこを放置しない。
- 歩行中は喫煙しない。

—万が一のために次のことに心がけると  
安心です！—

- 布団、シーツ等の寝具類やパジャマ等の衣類は防災品を使用しましょう。
- 必ず灰皿のある場所で吸い、その周りは常に整理整頓しておきましょう。
- 灰皿は、ふちが大きく深めのもので、いつも水を入れておきましょう。
- たばこを捨てる際には、水をかけるなど火が完全に消えていることを確認しましょう。

### たばこによる火災の損害状況

(平成11年中)

| 区 分                 | 単 位            | たばこ       |
|---------------------|----------------|-----------|
| 出 火 件 数             | 件              | 6,415     |
| うち 建 物 火 災          |                | 3,746     |
| 林 野 火 災             |                | 423       |
| 車 両 火 災             |                | 300       |
| 船 舶 火 災             |                | 1         |
| 航 空 機 火 災           |                | 0         |
| そ の 他 の 火 災         |                | 1,945     |
| 主 な 経 過 別 出 火 件 数   | 件              | 3,538     |
| 投 げ 捨 て             |                | 3,538     |
| 火 源 の 転 倒 ・ 落 下     |                | 1,342     |
| 消 した はず の も の が 再 燃 |                | 325       |
| 建 物 焼 損 床 面 積       | m <sup>2</sup> | 131,291   |
| 建 物 焼 損 表 面 積       | m <sup>2</sup> | 14,582    |
| 林 野 焼 損 面 積         | a              | 28,775    |
| 損 害 額               | 万円             | 1,332,562 |





## ふるさとを災害から守る消防団への参加の呼びかけ

(消 防 課)

消防団は、通常は自らの職業に従事しながら、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域住民等により組織された市町村の消防機関であり、消防団員は地方公務員法上、特別職の地方公務員として位置付けられています。平成12年4月1日現在、全国で3,639団設置されており、951,069名の方々が消防団員として地域の安全を守るために活動しています。

今年においては、有珠山・三宅島の火山噴火、伊豆諸島における地震活動、東海地方を襲った集中豪雨、鳥取県西部地震などの自然災害が相次いで発生し、全国各地に甚大な被害をもたらしましたが、それぞれの被災地において多数の消防団員が出動し、地域住民の避難誘導、一時帰宅時の警戒、避難所への救援物資の搬入、危険区域内の警戒巡視、復旧作業等の活動に全力をあげてあたられました。

また、平常時においても、戸別訪問による防火指導、応急手当の普及指導、花火大会等における警戒など、各消防団が工夫を凝らして、地域に密着した幅広い活動を行っています。これ

らの活動においては近年増えつつある女性消防団員も、優しさやきめ細やかさを生かして、全国各地で活躍されています。

しかしながら、近年の社会情勢の変化の影響を受けて、団員数の減少、団員の高齢化、サラリーマン団員の増加等の課題が生じてきています。

市町村には、消防団の他に常備の消防機関として消防本部、消防署があり、平成12年4月1日現在、153,439名の方々が活躍されていますが、消火活動はもちろんのこと、特に多数の動員を要する大規模災害時の活動や住民に対する防災意識の啓発活動においては、消防に関する知識と経験、技術を有し、地域に根ざした活動を行う消防団は不可欠です。

全体として消防団員数は減少傾向にありますますが、一方で女性消防団員につきましては年々増加しており、平成12年に一万人を超えました。これからもより多くの方々、特に若い方・女性の方が消防団へ参加され、自分の街を守る新しい力になれることを期待しています。



自衛隊と協力して被災者の救出活動を行う消防団



住民に対して応急手当の指導を行う消防団

## 林野での火気取扱いの注意

(防 災 課)

林野火災は、例年春先を中心に多く発生しています。平成11年中の発生状況を見ると、林野火災の出火件数は2,661件、死者は11人、焼損面積は1,009ha、損害額は5億2,095万円となっています。また、3月～5月の3ヶ月間に、年間の42.1%が集中して発生しています。火災の出火原因としては、「たき火」、「たばこ」、「火入れ」など、火気の手配の不注意や不始末によるものが多いのが特徴で、この3つで出火原因の53.6%を占めています。

林野火災は、いったん発生すると、消防水利の不足や道路状況が良くないなどの地理的、地形的条件から消防活動が非常に困難であり、空気の乾燥や強風等の気象条件により焼損面積が広範囲に及ぶ危険性があることなどから、出火防止の徹底が、特に重要です。そのうえ、一度焼失した森林の回復には、長い年月と多くの労力、経費を要するだけでなく、森林の喪失は、保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨により土砂災害などの自然災害を誘発します。

失火による火災を未然に防ぐには、レクリエーションやドライブの目的で入山する方が、たばこの投げ捨てをしないなど、マナーの向上に努めることが大切です。また、林野周辺に居住している方や、業務により入山する機会が多い方は、火を使う時には、気象状況、周囲の可燃物の状況に注意するとともに、近くに消火用の

水を必ず用意し、火から離れないようにするなど十分な管理をする必要があります。特に強風注意報や乾燥注意報などが発令されているときは、林野火災が発生しやすく、大火災になりかねませんので、火を使うことはできるだけ避けるようにしましょう。なお、火入れなどを行う場合は、事前に最寄りの消防機関に届け出ることも必要です。

消防庁では、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定めて、様々な広報活動や消火訓練等を通じて、山火事予防を呼びかけています。

林野火災の多くは、住民一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の手配には十分気をつけましょう。

